

広報委員会
発行

関西大学通信

大阪府吹田市山手町3丁目
関西大学広報委員会

第一次諮問事項に対する答申

大学改革具体化へ

「関西大学通信」第十九号で既報のように、大学改革の具体化のため、昭和四十六年四月三十日に「改革調査委員会」が発足し、学長から付託された第一次諮問事項に検討を重ねてきたが、予定通り八月三十一日付をもって答申を学長に提出した。

広報委員会は、答申全文を発表しようとの学長の意向を受けて、学生諸君にひろく内容を知ってもらうため、ここに全文を掲載する。

緒言

改革調査委員会は、全学的合意を得た「大学改革の進め方に関する了解事項」(昭和四十六年四月七日)にもとづいて、学長の諮問機関として設置され、同月三十日に発足した。本委員会成立に至る経緯については「関西大学通信第十九号(昭和四十六年五月二十五日発行)」に詳しく掲載されているので、ここでは重複をさけるが、委員会に課せられた任務として、前の

改革調査委員会第一次答申

(昭和四十六年八月三十一日)

目次

第一章 入学試験制度の改善について	一 学力検査について
二 改革の基本方向	一 具体的な提案
三 調査書の活用について	一 調査書の活用について
四 調査書を活用し得る見通し	一 調査書を活用し得る見通し
五 高特別選考試験について	一 改革の基本方向
六 具体的な提案	一 現行体制の問題点と改革の基本方向
七 調査書の活用について	二 具体的な提案
八 調査書を活用し得る見通し	三 一般教育の現状
九 高特別選考試験について	四 一般教育の目標
一〇 具体的な提案	五 当面の諸問題
一一 調査書の活用について	一 大きく型時間割の編成について
一二 調査書を活用し得る見通し	二 総合科目の設置について
一三 高特別選考試験について	三 基礎科目の分離について
一四 具体的な提案	四 外国語科目について
一五 調査書の活用について	五 保健体育科目について
一六 調査書を活用し得る見通し	
一七 高特別選考試験について	
一八 具体的な提案	
一九 調査書の活用について	
二〇 調査書を活用し得る見通し	
二一 高特別選考試験について	
二二 具体的な提案	
二三 調査書の活用について	
二四 調査書を活用し得る見通し	
二五 高特別選考試験について	
二六 具体的な提案	
二七 調査書の活用について	
二八 調査書を活用し得る見通し	
二九 高特別選考試験について	
三〇 具体的な提案	
三一 調査書の活用について	
三二 調査書を活用し得る見通し	
三三 高特別選考試験について	
三四 具体的な提案	
三五 調査書の活用について	
三六 調査書を活用し得る見通し	
三七 高特別選考試験について	
三八 具体的な提案	
三九 調査書の活用について	
四〇 調査書を活用し得る見通し	
四一 高特別選考試験について	
四二 具体的な提案	
四三 調査書の活用について	
四四 調査書を活用し得る見通し	
四五 高特別選考試験について	
四六 具体的な提案	
四七 調査書の活用について	
四八 調査書を活用し得る見通し	
四九 高特別選考試験について	
五〇 具体的な提案	
五一 調査書の活用について	
五二 調査書を活用し得る見通し	
五三 高特別選考試験について	
五四 具体的な提案	
五五 調査書の活用について	
五六 調査書を活用し得る見通し	
五七 高特別選考試験について	
五八 具体的な提案	
五九 調査書の活用について	
六〇 調査書を活用し得る見通し	
六一 高特別選考試験について	
六二 具体的な提案	
六三 調査書の活用について	
六四 調査書を活用し得る見通し	
六五 高特別選考試験について	
六六 具体的な提案	
六七 調査書の活用について	
六八 調査書を活用し得る見通し	
六九 高特別選考試験について	
七〇 具体的な提案	
七一 調査書の活用について	
七二 調査書を活用し得る見通し	
七三 高特別選考試験について	
七四 具体的な提案	
七五 調査書の活用について	
七六 調査書を活用し得る見通し	
七七 高特別選考試験について	
七八 具体的な提案	
七九 調査書の活用について	
八〇 調査書を活用し得る見通し	
八一 高特別選考試験について	
八二 具体的な提案	
八三 調査書の活用について	
八四 調査書を活用し得る見通し	
八五 高特別選考試験について	
八六 具体的な提案	
八七 調査書の活用について	
八八 調査書を活用し得る見通し	
八九 高特別選考試験について	
九〇 具体的な提案	
九一 調査書の活用について	
九二 調査書を活用し得る見通し	
九三 高特別選考試験について	
九四 具体的な提案	
九五 調査書の活用について	
九六 調査書を活用し得る見通し	
九七 高特別選考試験について	
九八 具体的な提案	
九九 調査書の活用について	
一〇〇 調査書を活用し得る見通し	

第一章 入学試験制度の改善について

I 学力検査について

分もあるが、改善実施を焦るべき事項が含められていないことを配慮し、本委員会としては、以下にその答申を示し、一応の責務を果たすこととした。本学の輝かしい伝統の蔭

に横たわる障害を除去する。本委員会としては、この答申に盛り込まれたさまざまな成果が、当面改革を要すべき問題点に対する新しい一つの方向づけを示す指標として取り上げられることを期待するものである。

従来、大学入試は、ほとんど学力検査のみによって行われてきた。けれども、学力検査偏重の入試方法については、種々の弊害が指摘され、その学校教育に及ぼす悪影響が社会的に大きな問題とされてきた。

この面から入試の大きな弊害は、従来の入試の学力検査が高校における正常な教育をゆがめていることである。その原因は、往々にして、①高校学習指導要項の範囲を逸脱した出題、②客観テスト(アチーブメント)方式の問題から生ずる、単なる記憶や知識の断片のみを求めようとする傾向、③出題が少数の教科・科目に限定され、高

校における教科・科目を包含していない、などのことによるであろう。このため、多数の高校生が、本来の高校教育と関係ない受験技術練習のために貴重な時間を費していることになれば、それは、教育上まことに由々しき問題といわなければならない。

ところで、こうした入試のもつ重大な弊害は、決して学力検査固有のものではなく、学力検査の範囲内で可能な限り信頼性の高いも

により、是正することが可能なものである。すなわち、試験科目を拡大し、試験問題を質量ともにふやし、試験時間を延長し、試験回数もふやし、さらに理想的には種々の形式の出題方法(たとえば、論述式問題とか、客観テスト方式の問題においても出題の仕方を工夫することなど)を試みることによって、前述の弊害は減少あるいは除去することができよう。

基本方向は、何よりも受験者の能力、適性、将来の伸びなどの検定における信頼性を高めることであり、あわせて、高等教育をゆがめないよう充分に配慮をすることであるが、こうした改革方向は、調査書等の他の方法による以前に、学力検査において技術的に可能なものであることを、われわれは強調したのである。

次に、およそ試験は、い

うまでもないことであるが、すべての志願者に対して公平に行われなければならない。この点、学力検査とくに客観テスト形式の出題は、採点者の主観が評価に影響しにくいという意味で、公平性が高いというメリットをもっている。この公平性の度合いをいっそう高めることも改革の方向である。そのためには、学力検査において、同一試験条件、同一試験問題の原

則を厳格に守る必要がある。また、試験問題の作成に当たっては、出題の公平性を確保するために、出題委員の構成に留意し、必要に応じて外部委員の参加を促すこととする。

以上、改革の基本方向として、調査書の活用について、調査書を活用し得る見通しについて、高特別選考試験について、具体的な提案について、現行体制の問題点と改革の基本方向について、具体的な提案について、一般教育の現状について、一般教育の目標について、当面の諸問題について、大きく型時間割の編成について、総合科目の設置について、基礎科目の分離について、外国語科目について、保健体育科目について、

改革調査委員会委員名簿

第三表

区分	計	%	男	%	女	%
昭和5	3.0		5.3		0.6	
10	3.0		5.4		0.6	
15	3.7		6.5		0.8	
22	5.8		10.0		1.7	
25	6.2		11.1		1.2	
30	8.8		14.5		3.1	
35	10.2		16.4		4.1	

(文部省：日本の成長と教育による)

II 現状

新制大学発足当時にか...
 べきではないかと考えら...
 れる。しかし、この点は...
 後の課題として、こ...
 第二部問題の核心が存...
 ち、一・二部平等と...
 資格を与えるという...
 第二部問題の核心が存...
 ち、一・二部平等と...
 資格を与えるという...
 第二部問題の核心が存...
 ち、一・二部平等と...
 資格を与えるという...

第四表

年度	昭和41	42	43	44	45	46
就学者数A	962	1,017	1,060	918	930	1,024
就学者数B	708	666	693	606	597	503
B/A×100%	73.6	65.5	65.5	66.0	64.2	49.1

(第二部学部事務室資料による)

少したにもかかわらず、学...
 力水準を無視して第二部...
 であると考えられる。...
 最近数年間の。...
 就学者中に勤労学生の占...
 割合は、第四表のと...
 である。

第五表

区分	履修制限					卒業所要 単位数
	1年次	2年次	3年次	4年次	計	
法	52	52	52	52	208	136
文	46(50)	44	48	48	186(190)	124
経	46	46	46	50	188	144
商	42(46)	50	50	50	192(196)	140
社	42(46)	42	48	48	180(184)	140

注：()内は保健体育科目の履修制限外の単位数を表す。

第六表

区分	昭和38	39	40	41	42
1年次入学率%	100	100	100	100	100
退学および除名%	23.3	24.1	22.9	20.0	20.3
途中転部者%	5.6	5.2	4.5	5.6	5.6
卒業率%	54.5	53.2	56.3	49.5	51.0
残留率%	16.6	17.5	16.4	19.6	23.9

(第二部学部事務室資料による)

本学としては、新制大学...
 第一、二部を区別する...
 第二、二部を区別する...
 第三、二部を区別する...
 第四、二部を区別する...
 第五、二部を区別する...
 第六、二部を区別する...
 第七、二部を区別する...
 第八、二部を区別する...
 第九、二部を区別する...
 第十、二部を区別する...

に、事実上限定されざる...
 を得ない。したがって...
 刑事訴訟手続のような...
 難な手続は必要ないと思...
 われるが、必要ないと思...
 留置すべきであらう。...
 学則には、調査および...
 審理されていないので...
 定まられていないので...
 点、明文化される必要...
 がある。

参考表(1)

区分	昭和46年度		昭和45年度	
	合格点	合格者数	合格点	合格者数
法学部	300	1,427	435(地方385) 348(地方298)	1,315
文学部	296	1,476	353	1,287
商学部	302(地方292)	1,601	349	1,345
社会学部	280	1,730	338	1,277
二部計	1,172	172	1,123	102

参考表(2)

年度	年度別・第二部から第一部への転学部(科)志願者状況										
	法	文	経	商	社	工	計	合計	合計	合計	
昭和46	86	28	34	14	47	20	50	16	17	6	235
昭和45	74	31	35	11	49	15	44	16	14	0	216
昭和44	73	22	13	8	49	15	44	16	14	0	218

試事項(文部省)
 第二章に関するもの
 大学設置基準の改正に...
 ついて(文部省)昭和...
 四十六年四月一日...
 大学協会の改組...
 七号八一般教育特選号...
 四十四年九月十五日...
 一般教育等振興対策に...
 ついて(文部省)昭...
 和四十四年三月三十...
 日...
 第三、二部に関するもの
 第四、二部に関するもの
 第五、二部に関するもの
 第六、二部に関するもの
 第七、二部に関するもの
 第八、二部に関するもの
 第九、二部に関するもの
 第十、二部に関するもの

IV その他

一 現行懲戒処分制...
 度の問題点
 従来のいわゆる「教育的...
 処分」は、数年前の生活協...
 部問題に関する懲戒処分...
 めぐる事件や、昨年のい...
 りゆる大学紛争の中で、...
 りろ問題点が指摘され...
 た。また、その後の事態...
 推移の中で、現行の懲戒...
 分制度が現実機能してい...
 らず、また、根本的に検...
 査を要するものであるこ...
 明かとなった。

二 学籍異動の取り...
 扱いについて
 学籍異動による除名...
 の場合、「再入学」と、...
 学の場合、「再入学」と...
 は、性格の違いを明確...
 されるべきものと考え...
 られる。

三 附記
 本学は、大正十一年(一九二...
 二年)、大学令による基...
 礎を築き、戦前には...
 授業の関西大学が新た...
 生をふるに至った(なお...
 して、そのまますべし、昭和...
 五年(一九三〇年)、専...
 門部の創設とともに同...
 部となった。

第二表

年度	区分	第一部	第二部	B/A×100%
昭和23		2,234	819	
26		5,277	4,237	80.3
29		7,510	4,393	58.5
46		11,622	4,209	36.2
46	(社会学部を含む)	14,420	4,530	31.4

このように、本学は、夜...
 間学校として始まったが、...
 め、以って彼らにその才...
 を与えんとする」ところ...
 にあった。

試事項(文部省)
 第二章に関するもの
 大学設置基準の改正に...
 ついて(文部省)昭和...
 四十六年四月一日...
 大学協会の改組...
 七号八一般教育特選号...
 四十四年九月十五日...
 一般教育等振興対策に...
 ついて(文部省)昭...
 和四十四年三月三十...
 日...
 第三、二部に関するもの
 第四、二部に関するもの
 第五、二部に関するもの
 第六、二部に関するもの
 第七、二部に関するもの
 第八、二部に関するもの
 第九、二部に関するもの
 第十、二部に関するもの

あつせんするのが就職...
 に関する活動である。し...
 がって、就職相談、就職...
 あつせん就職に関する...
 事項は、厚生補導の重要...
 な一環として取り扱わ...
 べきである。

使命を達成するため、全...
 学的立場の関連におい...
 検討、実施する必要がある...
 と考へるべきである。...
 なお、記録・調査デ...
 ータ等については、厚生補...
 導を効果あるものにする...
 ための基礎的事項である...
 の、それぞれの分野で...
 実施することにより、その...
 統一・調整等は行なわれ...
 るべきであると考えられ...
 る。

に、事実上限定されざる...
 を得ない。したがって...
 刑事訴訟手続のような...
 難な手続は必要ないと思...
 われるが、必要ないと思...
 留置すべきであらう。...
 学則には、調査および...
 審理されていないので...
 定まられていないので...
 点、明文化される必要...
 がある。

この場合は、慎重...
 な取り扱いは要求され...
 る。したがって、学費滞納...
 による除名者の「再入...
 学」は従来の取り扱いと...
 おりて、退学の場合...
 は、慎重な調査と審議...
 が必要である。...
 そこで、この二つの場...
 合の「再入学」につい...
 て、この呼び方を次のよ...
 うに変更することが望ま...
 れる。

第一表

年度	区分	大学学部	大学予科	専門部	専門部
昭和10		473	522	775	2,310
15		1,022	552	763	2,572
20		486	357	609	807
22		731	992	822	1,909

(関西大学70年史：経営諸学校在学生数一覽による)

その後、今日までの学生...
 数の推移は、第二表で明...
 かなように、第二部の学...
 数はほとんど一定である...
 に対し、第一部は大幅な...
 加をみせ、昭和四十六年...
 は、昭和二十六年に比...
 して、二・三倍となつて...
 いる。

